

小値賀町議会第1回定例会 (第9日目)

1、出席議員 7名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 1名

3	番	末	永	一	朗
---	---	---	---	---	---

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西		浩	三
副	町	長	谷		良	一
教	育	長	吉	元	勝	信
会	計	者	大	田	一	夫
総	務	長	中	川	一	也
住	民	長	西	村	久	之
福	祉	所	植	村	敏	彦
産	業	課	中	村	慶	幸
産	業	課	永	井	克	宜
建	設	長	蛭	子	晴	市
診	療	長	近	藤		進
教	育	次	田	川	幸	信
農	業	長	尾	崎	孝	三

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成28年3月16日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 横山弘藏議員 ・ 宮崎良保議員 ）
- 第 2 議案第8号 小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第9号 小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第10号 小値賀町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第11号 小値賀町行政手続条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第12号 小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第13号 小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第14号 小値賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第21号 小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第43号 工事請負契約（設計・施工監理一括）の変更について
- 第11 議案第44号 小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定について

- 第12 議案第45号 小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 第13 議案第46号 小値賀町あわび館の指定管理者の指定について
- 第14 議案第47号 地産地消古民家レストランの指定管理者の指定について
- 第15 議案第48号 古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番・横山弘藏議員、7番・宮崎良保議員を指名します。

お諮りします。

日程第2、議案第8号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例（案）、及び日程第3、議案第9号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）、及び日程第4、議案第10号、小値賀町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）、及び日程第5、議案第11号、小値賀町行政手続条例の一部を改正する条例（案）、及び日程第6、議案第12号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）、及び日程第7、議案第13号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）、及び日程第8、議案第14号、小値賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第8号、日程第3、議案第9号、日程第4、議案第10号、日程第5、議案第11号、日程第6、議案第12号、日程第7、議案第13号、日程第8、議案第14号を一括議題とします。

議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の提案理由を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 皆さんおはようございます。

それでは早速、議案第8号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例（案）、第9号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）、第10号、小値賀町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）、第11号、小値賀町行政手続条例の一部を改正する条例（案）、第12号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）、第13号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）、第14号、小値賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

につきましては、改正理由が関連しますので、一括してご説明をさせていただきます。

国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とした行政不服審査法が、50年ぶりに抜本的に改正をされております。主な改正点は、公正性を向上させるために、第三者機関である行政不服審査会を設置するというものでございます。これにつきましては、町村会を事務局として、先般、共同設置の議案をご承認いただいたところでございます。また使いやすさの向上としまして、不服申し立て期間を60日から90日、3ヶ月に延ばす改正、不服申し立ての種類が異議申し立てと審査請求を、これを審査請求に一本化するなどの改正がなされております。その中で第12号の小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に関しましては、既に第三者機関として小値賀町固定資産評価審査委員会が設置されていること、及び不服申し立てに係る手数料を、収入印紙を使用することから、手数料の額を定めた文言が、他の条例の一部改正と少し異なるところでございます。この行政不服審査法を引用している条例につきましては、今回、文言等の調整など合わせて改正を行う必要があるために、本案を提案するものでございます。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

各改正案の具体的説明は担当がいたしますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 新旧対照表でご説明いたします。

第8号、情報公開条例ですが、引用法律の訂正と文言で、不服申し立ての部分を審査請求に改めるものでございます。

第9号、個人情報保護条例につきましても、同じ内容でございます。

第10号も、同じく文言を調整するものでございます。

第11号につきましても、同じく文言調整でございます。

第12号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例につきましても、文言調整及び各交付の方法の区分に応じて、手数料の額を定めた条文を追加するものでございます。

第13号の小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ですが、行政不服審査法の改正にかかるものと、平成28年4月から導入される人事評価制度にかかる改正でございます。

第14号、小値賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例につきましても、行政不服審査法の改正に伴う文言調整でございます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第 8 号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 9 号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 10 号、小値賀町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、小値賀町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、小値賀町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号、小値賀町行政手続条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、小値賀町行政手続条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、小値賀町行政手続条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号、小値賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、小値賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、小値賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 21 号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 21 号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明を致します。

今回の改正は、あわび館の管理につきまして、指定管理者制度を活用できるよう、所要の改正を行うものでございます。

対照表をご覧いただきたいと思いますが、第 1 条は、本条例の中において、地方自治法を、以下、単に「法」というための文言の整理でございます。

第 3 条は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、あわび館の管理を「指定管理者」に行わせることができるという条文の追加でございます。

第 4 条は指定管理者が行う業務の内容について、第 5 条はあわび館の利用について、第 6 条は休館日について、第 7 条はあわび館の利用にかかる利用者の遵守事項について、第 8 条は損害賠償について、それぞれ定めるものでございます。

なお、附則として、この条例を平成 28 年 4 月 1 日から施行することを定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 今の町長の提案理由というのは、指定管理が出来るようにということで理解できたんですが、いただいている提出理由の中に「担い手公社を指定管理者に指定し、管理運営を行わせようとするため」と書いてあるんですが、今の町長のご説明と、この提出理由が若干違うのではないかと思います。そこを確認させてください。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

この提案理由でございますけれども、担い手公社を指定管理者に指定したいというふうに書いてございますのは、昨年 27 年度からあわび館の維持管理にしまして、担い手公社に運営を移管しておりますけれども、この後ご提案させていただきます議案第 46 号におきまして、あわび館の指定管理について、担い手公社を指定管理者にしたいということを踏まえまして、提出理由に書かせていただいております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 今の話ですと、やはり議案第 46 号の中で担い手公社が、議会の議決が必要ということで出てくるわけですが、今の段階でこの議案第 21 号に関しては、あくまでも担い手公社に出すということではなくて、指定管理が出来るという、そういう内容だと思うんです。ここに担い手公社が出てくるにはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 総務課のほうでこの例規システムを導入している関係もありますので、私のほうからちょっと説明させていただきますが、もともとこういう条例の改正等の議案につきまして、この提出理由というのは、新しいシステムを入れてから始めたことをごさいます、まだこの提出理由のところをですね、これは決裁の時に上司が分かりやすいようにということで書き込んでるもので、非常に、ここの部分の精査が十分に出来ていない状況で、今回、ちょっとお出ししているということがありますので、このことにつきましては、庁舎内できちんと提出理由も吟味をしてですね、きちんとした形で齟齬がないような説明の形でやっていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） おっしゃっていることは分かります。そして、先ほどの町長の提案理由というのは本当に正しかったと思うんですが、やはり文章でこういうふうに出ている以上、やはり訂正するなり何なりしていただかないと、やっぱりおかしいんじゃないかと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 分かりました。今後、この提出理由につきましては精査をした上で出させていただきます。そういうことで、今回の議案を見ていただくと、書いてる部分と書いてない部分とあるようですので、今後はですね、提案理由は私が先ほど申し上げたとおりでございます。そういうことで、今後、齟齬がないように調整をした上で、この提案…これは「提出理由」ということで書いてありますけども、そういうことで、調整をさせていただきたいと思いません。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。 浦 議 員

5 番（浦 英明） 第 5 条にですね、「あわび館は、一般の利用に供する。ただし、指定管理者が、施設等の維持管理又は利用調整上必要と認めるときは、これらの一部又は全部について、利用の制限を行うことができる。」と書いてありますけども、この利用制限というのはどういうものですか。ちょっと事例を挙げていただければと思うんですけど。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

例えば台風の接近が予想される時に、通常、月曜日以外は開館しているわけなんですけど、それが月曜日以外に台風が接近するような時にですね、開館するのが危険という場合には、閉館したほうがよろしいかと思えますし、まだそういう事例はないと思えますけど、夏祭り等でトイレのために夜開けたりしますけども、利用者があまりにも多くて、混み合って、またその管理上、危険な場合には、一部入館を制限するといったことも考えられると思いましたので、規定させていただきました。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 分かりました。大きな考え方であるし、それはそれで良いと思うんです。私はちょっと小さな考え方をしてましたんですね。例えば、盆前にイサキ等を活かして、それを町内の方に連絡して、いくらぐらいというようなことで注文を受けているんですね。そうした場合に、そこ辺りに、盆前に大量注文が入って、それを全部、例えば業者とか今まで取引しているところにやって、もう何もないもんだから、それで「これはもう売れません」と、そういったことも想定できるのかなと思ったから聞いたんですけども、それは小さなことでありましようけども、念のために、そういうことはないですよ？

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

今のところ、ケースとして、議員がおっしゃるようなことはないと思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 43 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 43 号、工事請負契約(設計・施工監理一括)の変更について、提案理由のご説明を致します。

小値賀町営交通船新船建造工事の設計・施工監理一括業務につきましては、去る平成 27 年 10 月 23 日の臨時議会において議決をいただき、ニュージャパンマリン株式会社と、1 億 854 万円で請負契約を締結しておりました。その後、建造打合せを行う中で、操舵室側面の扉の追加、暴露甲板への椅子の設置、防舷材の追加、乗降用のタラップの追加などにより、設計変更及び請負契約額の変更が必要となりましたので、現契約額に 313 万 9,020 円を増額した、1 億 1,167 万 9,020 円で請負契約を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、平成 28 年 3 月 31 日の事業完了を予定しておりましたが、エンジンメーカーの繁忙等により、主機と補機の納入が遅延することとなりましたので、繰り越し手続きをとり、工期を平成 28 年 6 月 8 日まで、延長したいと考えております。これによりまして、新船の供用開始を、7 月 1 日としたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 契約が 300 万ほど上がりましたが、今の町長の説明でちょっと疑問に思うのはですね、例えばタラップの追加、それからサビ止めの工事、新たなドアの設置とかですね、こういうのは最初の見積もりで基本的な設備と思うのですが、こういうのは最初の見積もりでは外れてから見積もりをするわけですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

これはプロポーザルで実施したわけですが、当初提案をいただく時に、標準仕様書と、コンペの、提案の実施要領というのを定めておりますけども、船の使用に関しましては、先ほど言いました標準仕様書の中で主要な項目というのを列挙しております。例えば、船の材質は FRP であるとか、総トン数は 19

トン、20トン未満でありますとか、後は船の長さ、幅、深さとか高さ、それから定員を何名確保とか、速度等ですね。そういう中で提案をいただいているわけなんですけども、扉につきましては当初の提案で片側だけの提案でございましたし、暴露甲板へは椅子席は設けられておりませんでした。乗降用タラップにつきましては、船の主要項目ではなく陸上施設になるということで、提案の中に入れてなかったものですから、変更で、今回、陸上施設でありますけども、船の乗降で当然必要になってまいりますので、追加させていただきました。

議長（立石隆教） 横山 議員

6番（横山弘藏） ドアの設置についてはですよ、小値賀は外海を走るし、今のはまゆうもドアはどっちも付いてますけども、基本的なところも、最初の計画というか基本設計の時には、指摘というのはこっちから出来ないんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

船の扉の数でありますとか、そういったことに関しましては、詳細に事前に詰めて細かく規定すれば、事前の提案は可能だったかと思っておりますけども、プロポーザルということですので、他の自治体の標準仕様書とか実施要領等を参考にさせていただいた上で、先ほど申し上げましたように主要項目を列挙するというので、提案者の提案内容に一部お任せするといった仕方しております。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これがプロポーザルのいいところと悪いところの話で、結局はあまりに細かいとこまでプロポーザルでやると意味がなくなってしまうんですね。だから、設計額が動くのも、またプロポーザルの特徴でもあります。そういうことで、私個人の意見を言わせていただければ、このくらいで止まるのは珍しいかもしれません。現実には船を作る人が、細かいところまで「あなたに任せますよ」ということでやるわけじゃなくて、まず各業者の方に「こういう船をどうですか」と提案してもらうのがプロポーザルということですので、ある程度の変更というのはやむを得ないということで、ご理解をいただきたいと思います。現実には設計、道路でも、やりだすとまた違うところが出てくると。これはうちの職員が直接設計していてもですね、そういう部分が出てくる場合もありますので、今回の場合は、先ほど課長が説明しましたけども、タラップ等につきましては、五島産業汽船の船は、船に付けてるんですよ、自分の船に。ところが、どうしてもうちのはまゆうの場合は、構造上それが出来ないということで、それじゃあ3つも4つも作らばいかんわけですよ、各あれで。形もそれぞれ違うということで、同じ船会社が「やりましょうか」という話になったもんですから、そこをお願いをしたという経過もございます。このタラップがなかったらそんな大きな変更にはなっていないと思います。ひとつ、ご

理解をお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **浦 議 員**

5 番（浦 英明） 図面を持ってこなかったの、ちょっとよく分からないんですけども、そのドアというのは構造的にどんなものですかね。開くやつじゃなかろうと思うんですけど、引き戸かどうか、お尋ねします。それと、椅子については大体、どのくらいぐらいをセットする予定ですか。さっき数を言ったのか、私、忘れたもんですから、もう1度尋ねます。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

ドアにつきましては、両舷とも開き戸で、表のほうに開く、つまり船長及び甲板員が、横の視界、それから斜め後ろの視界を確保するような格好で設けるようにしております。それと椅子席ですけれども、暴露甲板の艙の外側の席も加えまして54席となります。暴露甲板の椅子席は5席となります。

議長（立石隆教） **浦 議 員**

5 番（浦 英明） 大島なんかは特に子どもが多いもんですから、学校なんか来る時ですね。開きドアやったらちょっと、私もイメージが湧かんですけれども、風がある時にバタッときてから、どうかならんかな。そこ辺りはどうなんでしょう。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

一般の旅客の乗降は艙の右舷側に設けるようにしてございまして、先ほど言いましたブリッジの両舷のドアにつきましては、船員用の出入り口として設けることとなります。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 44 号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 44 号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、並びに施行規則に基づき、諸手続きが完了しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、提案するものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

管理を行わせる施設は、小値賀町地域福祉センターでございます。

指定管理者にしようとする団体は、小値賀町笛吹郷 2367 番地、社会福祉法人小値賀町社会福祉協議会でございます。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としています。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 45 号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 45 号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、並びに施行規則に基づき、諸手続きが完了しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、提案するものでございます。

内容を説明いたします。

管理を行わせる施設は、小値賀町高齢者生活福祉センター「たんぽぽ荘」でございます。

指定管理者にしようとする団体は、先ほどと同じく社会福祉法人小値賀町社会福祉協議会でございます。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としています。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますよう、お願い致します。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 46 号、小値賀町あわび館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 46 号、小値賀町あわび館の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を致します。

平成 8 年度に国庫補助事業を活用して設置されたあわび館は、当初、漁協が管理を行い、その後、平成 15 年度から平成 26 年度までは小値賀町が直接管理しておりました。物産振興の一元化による、地元農水産物の販売力強化を図ることを目的に、平成 27 年度から一般財団法人小値賀町担い手公社に、管理・運営を移管しております。

つきましては、この 1 年間の管理運営状況等を踏まえ、同公社を本施設の指定管理者に指定したいと思っておりますので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案をご提案するものでございます。

なお、同法同条第 5 項に規定する指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い致します。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

1 番(今田光弘) 今、指定の期間が 5 年間ということですが、もう少し短く、例えば 1 年ごとに見直すとか、あるいは 3 年ぐらいとか、色々方法はあると思うんですが、5 年間にした理由をお聞かせください。

議長(立石隆教) 町 長

町長(西 浩三) 大体、ほかの施設においても殆ど 5 年やっていますし、皆さんここで了解していただければ、毎回毎回、議会に諮るというのもまた大変な作業でございます。ということで、指定管理につきましては、ある程度指定を受けた機関についてもですよ、ある程度計画を立てる必要がありますし、だから、5 年程度が適当かなということで、ほかの団体とも合わせております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号、小値賀町あわび館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号、小値賀町あわび館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 47 号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 47 号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定について、提案理由のご説明をいたします。

公の施設の管理については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項において、条例の定めるところにより、指定管理者に行わせることができるという規定がございます。

1 年前の平成 27 年 4 月から株式会社小値賀観光まちづくり公社と指定管理契約をしていたところですが、平成 28 年 3 月 31 日をもって、株式会社が解散をすることになり、指定管理の解除の申し出がありました。

そこで、改めて指定管理を行う必要がありますが、今後の予定としましては、公社と常に連携を取り、一体的に小値賀観光を推進してきた NPO 法人小値賀アイランドツーリズム協会が、従業員も含めて、会社の業務を全て引継ぐこととなっておるようでございます。

これまで小値賀町の観光を牽引してきた団体であり、メンバーも経験者であることからアイランドツーリズム協会に、指定管理をしようとするものであります。

なお、指定期間については平成 32 年 3 月 31 日までとしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 48 号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 48 号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について、提案理由のご説明をいたします。

いわゆる古民家ステイに供している施設の指定管理でございまして、先ほどの古民家レストランと同様、1年前の平成 27 年 4 月から、株式会社小値賀観光まちづくり公社と指定管理契約をしていたものでございます。レストランと古民家は連携したものであること、観光振興のための施設であること、観光ワンストップ窓口の機能を有し、スタッフも熟練していることなどから、同様にアイランドツーリズム協会に、指定管理をするものであります。なお、指定期間については、同様 32 年 3 月 31 日までとしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。よろしくご審議のうえ、適正なる

ご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 古民家ステイのこの5棟ですが、やはり財産的にもすごく大きなもので、その指定管理者ということですが、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に係る条例というのがありまして、この中に、まず第2条では公募しろと。そのかわり第5条では、まあ公募じゃなくてもいいよということは書いてあるんですが、公募じゃなくてもいい場合、第5条第2項に「町長等はあらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし」とあります。この第3条各号の事項というのは、4つ条例にはあるんですが、管理を行う公の施設の事業計画書、管理に係る収支計画書、そして当該団体の経営状況を説明する書類。これを基に町長が、まあ協議を行うと書いてあります。この辺の協議はなされたのか。あるいは、例えば収支計画書の中身です、これがやはり、将来的に、何というか、希薄というか、その根拠がないと、やはり指定管理でいいですよ、とは言いにくいと思うんで、その辺の根拠を、すいません、お知らせください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今回の古民家の件につきましては、昨年、株式会社まちづくり公社のほうで事業計画等、出ております。今回はそれを全面的に引き継ぐということで解釈をしておりますので、その計画が生きているというふうにご考えておるところでございます。そういうこともございますので、指定の期間につきましても残りの4年間ということで、指定期間も改めて5年間ではなくて4年間というふうにしております。

議長（立石隆教） 質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日は午後1時30分から開会します。

ご苦労さまでした。

— 午後 10 時 52 分 散会 —